令和３年度　川口市
行政評価外部評価委員会

資　　料

令和３年５月
川口市

目　次

１　行政評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　外部評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　外部評価の具体的な実施方法について・・・・・・・・・・・・・・・・　５

４　外部評価事業内容説明シートについて・・・・・・・・・・・・・・・・　８

５　実施計画事業評価調書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

６　川口市行政評価外部評価委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・　１１

７　令和３年度外部評価スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

８　令和３年度外部評価対象事業について・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

９　川口市行政評価実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

10　川口市行政評価外部評価委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・　１７

1　行政評価について

（1）行政評価とは

行政評価とは、行政が実施している政策、施策及び事業の必要性、有効性、効率性等や目標達成度について、一定の基準や指標を用いて客観的に評価することで、効率的かつ効果的な行政サービスの提供を実現するための１つの手段です。本市においても、効率的な行財政運営を推進するため、施策評価及び実施計画事業評価を実施しています。

（2）行政評価の目的

本市では、次の３つの項目を実現することを行政評価の目的としています。

ア　効率的で質の高い行政の実現

イ　成果重視の行政の推進

ウ　市民に対する説明責任の履行

（3）評価の方法

第５次川口市総合計画における基本計画の体系に基づき、施策及び実施計画事業（一部事業を除く）について、評価調書を用いて、職員自らが評価を行う自己評価を実施しています。

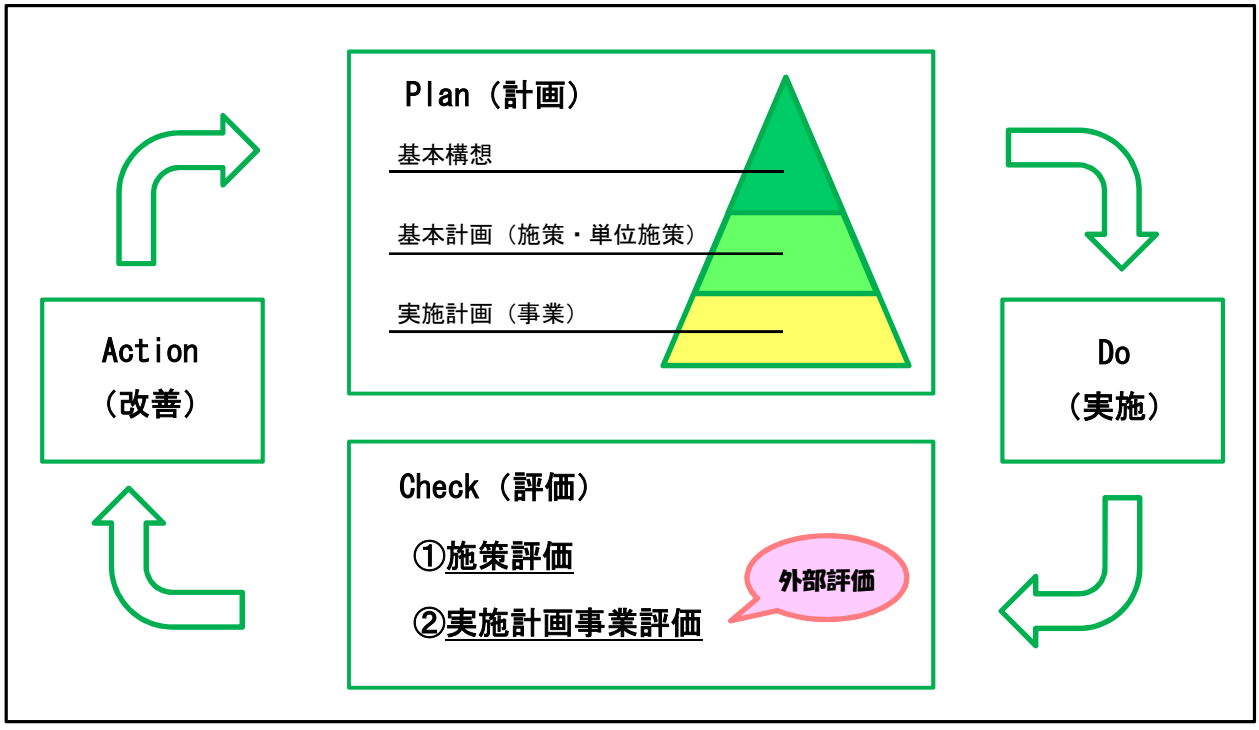

（4）行政評価結果の公表

評価結果については、市政情報コーナー及びホームページで公表しています。

２ 外部評価について

（１）外部評価とは

外部評価とは、市が実施した行政評価結果について、市民の視点で評価することで、さらなる事業改善へつなげるものです。また、外部評価を実施することにより、行政評価の客観性及び透明性を確保します。本市では、平成 22 年度から外部評価を実施しています。

（２）外部評価と予算の連携

本市の外部評価では、平成 28 年度から、外部評価結果（ご意見、アドバイス等）を財政課と連携し、財政課における予算査定時の判断材料として活用しています。外部評価結果を直接的に予算に結びつけることで、市役所内外の複合的な観点から、事業実施の妥当性などを予算査定の中で判断していくことが可能となります。

【外部評価と予算の連携スケジュール】

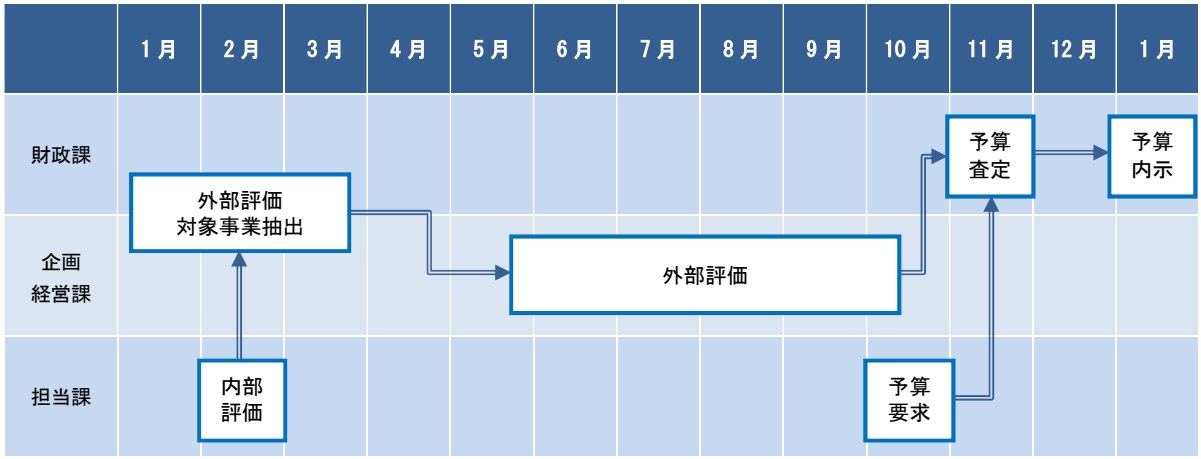

（３）外部評価対象事業について

企画経営課及び財政課にて、行政評価対象事業の中から外部評価対象事業候補リストを作成し、そのリストを基に、企画財政部内にて対象事業を選出後、市長、副市長に相談した後、外部評価対象事業を決定しました。

（４）外部評価委員会について

全５回の委員会を通して、評価を実施します。

行政評価外部評価委員は、市が実施した行政評価結果を用いて事業を評価するとともに、行政評価制度の改善について意見を述べます。

※【外部評価委員会の流れ】

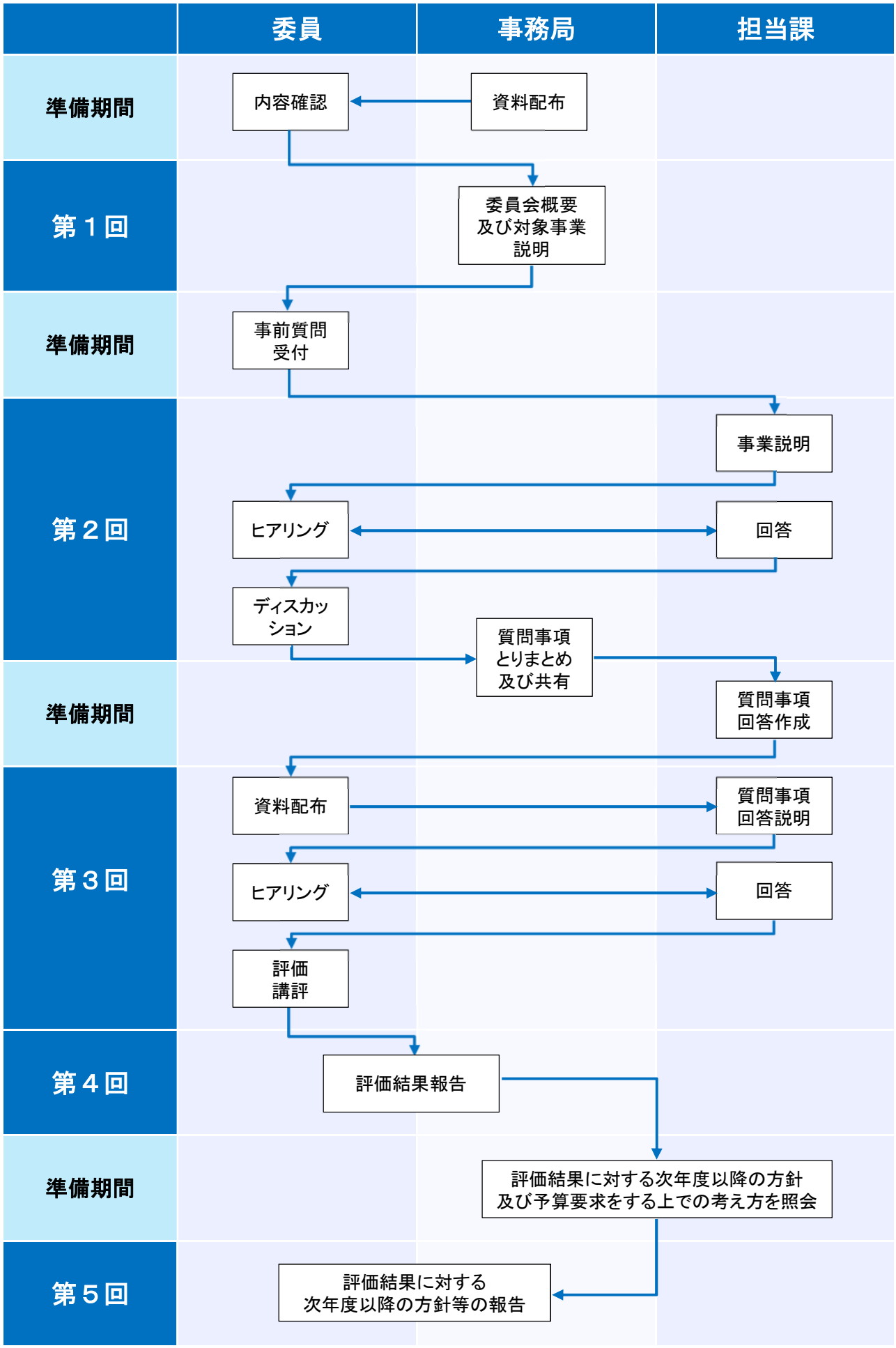
委員
事務局
担当課
準備期間
内容確認
資料配布
第１回
委員会概要
及び対象事業
説明
準備期間
事前質問
受付
第２回
事業説明
ヒアリング
回答
ディスカッ
ション
質問事項
とりまとめ
及び共有
準備期間
質問事項
回答作成
第３回
資料配布
質問事項
回答説明
ヒアリング
回答
評価
講評
第４回
評価結果報告
準備期間
評価結果に対する次年度以降の方針
及び予算要求をする上での考え方を照会
第５回
評価結果に対する
次年度以降の方針等の報告

ア　第１回（全体会）

事前に配布した資料を基に、事務局から外部評価委員会の概要及び評価対象事業について説明します。

イ　第２回（部　会）

各部会に分かれ、下表の流れでヒアリングやディスカッション等を行います。

項目	出席者	時間	具体的な内容
説明	委員/ 事業担当課	概ね 25～30分	事業概要の説明（事業担当課長）
ヒアリング			質疑応答
ディスカッション	委員	概ね 15 分	ヒアリングを踏まえ、事業に関する問題や課題等を議論 また、次回に資料の提出を求めるか等の整理
次回に向けた確認	委員/ 事業担当課	概ね 3 分	次回への確認事項の共有、資料の要望等の連絡

※1事業につき、概ね 45 分から 50 分を予定しています。

ウ　第３回（部　会）

各部会に分かれ、下表の流れでヒアリングや評価等を行います。

項目	出席者	時間	具体的な内容
前回の振り返り	委員	概ね 5 分	事務局より前回の内容を簡易的に説明
説明	委員/ 事業担当課	概ね 25～30分	第2回委員会での質問事項について説明（事業担当課長）
ヒアリング			担当課の回答を基に質疑応答
評価	委員	概ね 20 分	委員は定量的評価と定性的評価を行い、その結果を外部評価シートに記入
評価の共有			評価結果を基に委員同士でディスカッションを行い、部会としての結果をまとめる
講評	委員/ 事業担当課	概ね 3 分	部会長は評価結果を発表し、講評を行う

※1事業につき、概ね 55 分から 60 分を予定しています。

エ　第４回（全体会）

各部会での評価結果を共有します。また、行政評価制度の改善について意見を述べます。

オ　第５回（全体会）

事務局から、外部評価結果に対する事業担当課の対応方針等について報告します。

３　外部評価の具体的な実施方法について

（１）評価の観点

評価は、次の６つの観点について、一定の基準に基づき数値によって評価する定量評価と、委員の皆さまのご意見やアドバイスを記載いただく定性評価を実施します。

評価の観点	① 趣旨・目的及び達成手段【必要性・公平性】
	② 事業の効果【有効性】
	③ 事業の効率化【効率性】（事業主体の代替可能性　等）
	④ 課題解決への取り組み（課題の把握、改善方策　等）
	⑤ 今後の事業の方向性【必要性】（事業の拡大・縮小、取組内容の充実　等）
	⑥ 事業全体を通した総合的な評価

定量評価の選択肢	
４　適　　正	適正な事業運営がなされている
３　概　ね　適　正	工夫や改善の余地があるが、概ね適正な事業運営がなされている
２　改善の必要あり	概ねこのままの事業運営で差し支えないが、工夫や改善が必要である
１　抜本的見直し	抜本的に事業の運営を見直したほうがよい

（２）評価について

ア　質問シート

第２回（部会）にて使用いたします。評価の観点を意識しながら、担当課へ確認したい事項等を整理するために活用してください。（回収いたしますが、記載は必須ではありません。）

イ　事業評価シート

第３回（部会）にて使用いたします。「Ⅰ定量評価」欄については、評価の観点ごとに１つ選択してください。「Ⅱ定性評価」欄については、すべての項目について記載する必要はなく、委員ご自身の関心の高い項目のみ記載をお願いいたします。（シートは回収し、皆様に記載いただいた内容をまとめ、第４回委員会時に評価結果として報告します。）

事業評価シート	事業名		部会名		委員名	

評価の観点	Ⅰ 定量評価（ひとつを選択）	Ⅱ 定性評価 評価の各観点に関して、意見やアドバイス等を記載 ※記入例（斜体）
① 趣旨・目的及び達成手段【必要性・公平性】	4 適正 3 概ね適正 2 改善の必要あり 1 抜本的見直し	*趣旨・目的については理解できるが、利用できる対象者が一部の市民に限られており、達成手段に改善の余地があると思う。*
② 事業の効果【有効性】	4 適正 3 概ね適正 2 改善の必要あり 1 抜本的見直し	*事業の効果について不明であるため、アンケートやニーズ調査等を行ってはどうか。*
③ 事業の効率化【効率性】（事業主体の代替可能性 等）	4 適正 3 概ね適正 2 改善の必要あり 1 抜本的見直し	
④ 課題解決への取り組み（課題の把握、改善方策 等）	4 適正 3 概ね適正 2 改善の必要あり 1 抜本的見直し	*ＰＲを工夫し、利用者を増やす方策を考えるべきである。*
⑤ 今後の事業の方向性【必要性】（事業の拡大・縮小、取組内容の充実 等）	4 適正 3 概ね適正 2 改善の必要あり 1 抜本的見直し	*今後この事業の必要性はますます高まるため、事業の方向性としては、拡大するべきであると思う。*
⑥ 事業全体を通した総合的な評価（右記Ⅱのみに記載）		※①～⑤の観点に含まれないことや事業全体を通しての意見等を記載

「Ⅰ定量評価」欄　　「Ⅱ定性評価」欄

４　外部評価事業内容説明シートについて

外部評価 事業内容説明シートは、各対象事業について端的に理解いただくため、事業内容及び事業の結果、成果、課題等をまとめたシートになります。事業を理解いただく際に、ご参照ください。

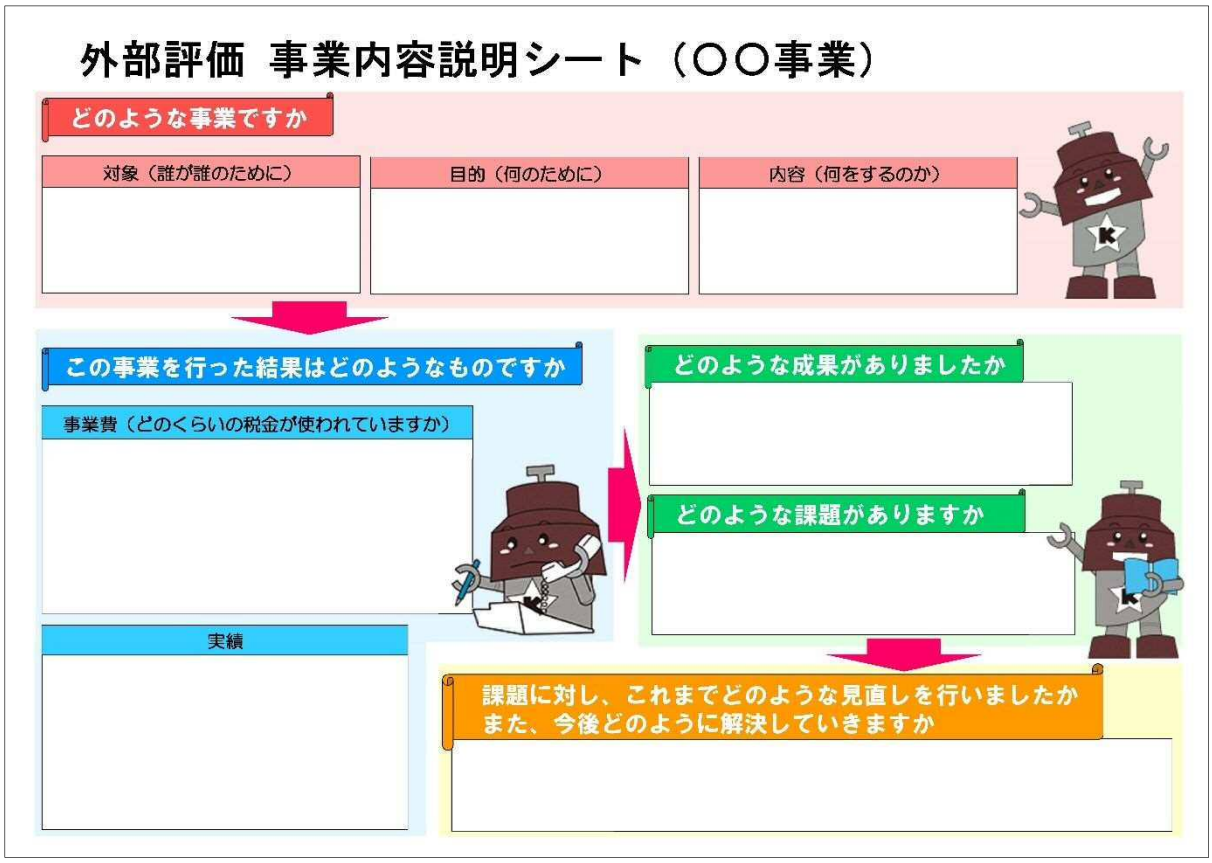

５　実施計画事業評価調書について

実施計画事業評価調書は、各事業担当課が内部評価として、下記の各項目に沿いながら自己評価を行う際に用いる評価調書です。事業を理解いただく際の参考資料として、ご参照ください。

【実施計画事業評価調書の記載内容について】

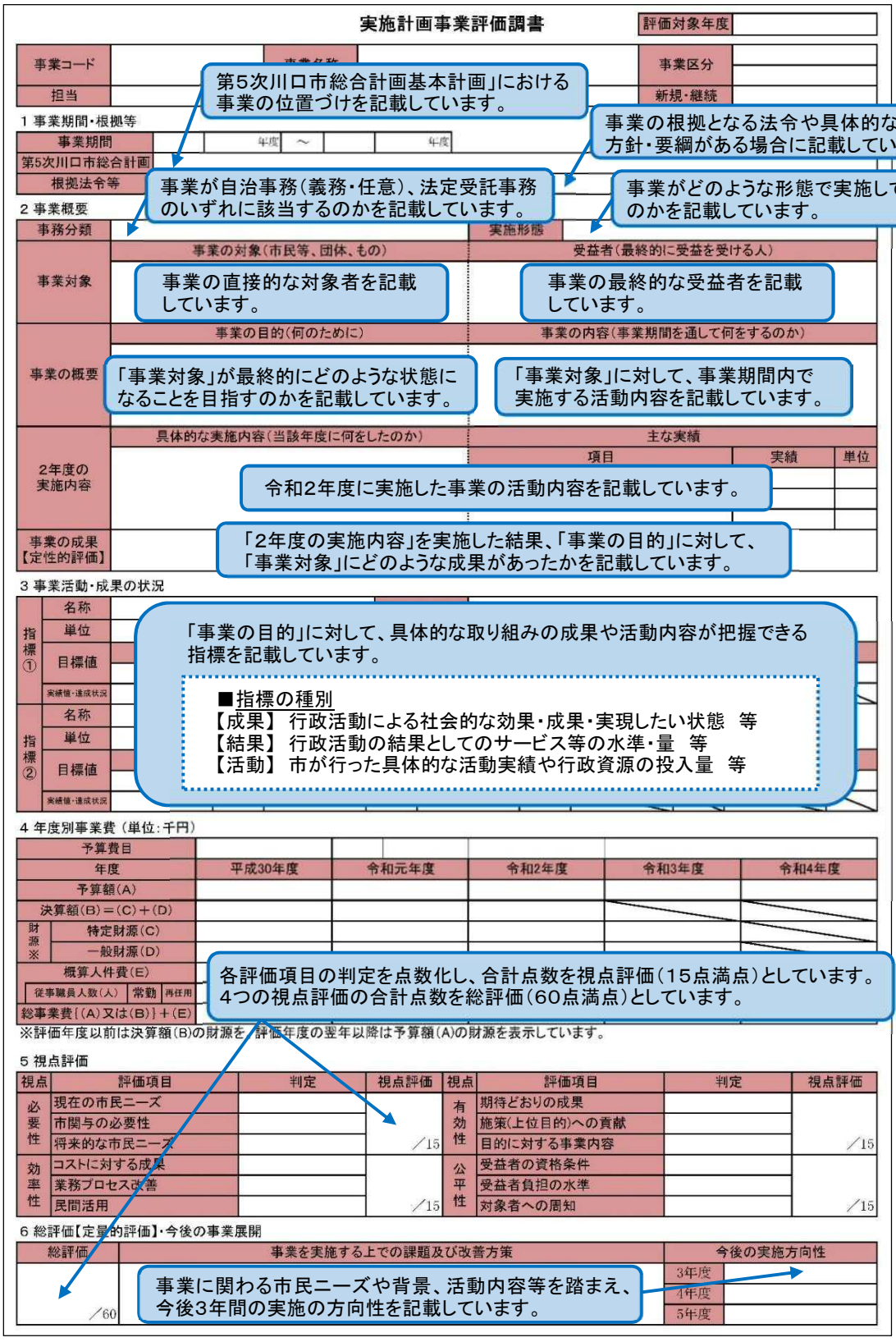

【視点評価の選択肢及び配点について】

評価項目		判定	配点	判定基準
必要性	現在の市民ニーズ	高かった	5	当該事業によって市民に提供されるサービスに、市民ニーズがあったか
		低かった	1	
		どちらともいえない	3	
		不明	1	
	市関与の必要性	高かった	5	市が主体的に実施すべきであったか
		低かった	1	
		どちらともいえない	3	
		不明	1	
	将来的な市民ニーズ	見込める	5	将来的にも市民ニーズはありそうか
		見込めない	1	
		どちらともいえない	3	
		不明	1	
有効性	期待どおりの成果	期待以上	5	事業の成果は適正に測れていたか
		期待どおり	3	
		期待以下	1	
	施策（上位目的）への貢献	高かった	5	施策の基本方針と当該事業の内容は、整合性が取れていたか
		低かった	1	
		どちらともいえない	3	
		不明	1	
	目的に対する事業内容	適正	5	事業の目的に対して、評価年度の実施内容は適正であったか
		不適正	1	
		不明	1	
効率性	コストに対する成果	高かった	5	実施した内容及び成果が、投入したコストに見合っていたか
		低かった	1	
		どちらともいえない	3	
		不明	1	
	業務プロセス改善	行った・既に行った	5	業務プロセス改善に関する取り組みや工夫は見られたか
		検討した	3	
		行わなかった	1	
		改善の余地なし	除外	
	民間活用	行った・既に行った	5	民間活用（民間企業やNPOなどへの委託やPFI/民営化など）の取り組みや工夫は見られたか
		検討した	3	
		行わなかった	1	
		改善の余地なし	除外	
公平性	受益者の資格条件	適正	5	受益者が明確に定められているか
		不適正	1	
		受益者なし	除外	
	受益者負担の水準	適正	5	受益者負担金の水準について、適正化が図られているか
		不適正	1	
		不明	1	
		受益者なし	除外	
	対象者への周知	十分行った	5	対象者・受益者に対する周知を行なったか
		行った	3	
		足りなかった	2	
		行わなかった	1	

６　川口市行政評価外部評価委員会委員名簿

〔任期：令和２年７月３日～令和５年３月３１日〕

役　職	氏　名	備　　考	
委　　員	いしかわ　ひさし 石川　久	元 淑徳大学コミュニティ政策学部 コミュニティ政策学科 教授	学識経験者
委　　員	さとう　きみとし 佐藤　公俊	高崎経済大学地域政策学部 地域政策学科 教授	学識経験者
委　　員	たかだ　あきこ 高田　明子	高田明子税理士事務所	有識者
委　　員	たかとく　ひさよし 髙徳　尚慶	株式会社東武鉄工所 代表取締役	有識者
委　　員	たなか　ひろあき 田中　宏明	タナカエステート株式会社	有識者
委　　員	とみた　のりゆき 冨田　則行	冨田会計事務所	有識者
委　　員	はら　こうじ 原　浩治	株式会社原自動車工作所 代表取締役	有識者
委　　員	よしむら　ひでひこ 吉村　英彦	吉村工業株式会社 代表取締役会長	有識者
委　　員	じょうもり　しげみ 城守　茂美	公募市民	公募市民
委　　員	いながき 稲垣　まさみ	公募市民	公募市民

〔敬称略〕

＜令和３年度外部評価委員会部会別名簿＞

【第一部会】

	氏　　名	所　属　等	要綱第４条２項に基づく区分
部会長	石川　久	元 淑徳大学コミュニティ政策学部 コミュニティ政策学科　教授	学識経験者
	高田　明子	高田明子税理士事務所	有識者
	髙徳　尚慶	株式会社東武鉄工所 代表取締役	有識者
	吉村　英彦	吉村工業株式会社 代表取締役会長	有識者
	稲垣　まさみ	公募市民	公募市民

【第二部会】

	氏　　名	所　属　等	要綱第４条２項に基づく区分
部会長	佐藤　公俊	高崎経済大学地域政策学部 地域政策学科　教授	学識経験者
	田中　宏明	タナカエステート株式会社	有識者
	冨田　則行	冨田会計事務所	有識者
	原　浩治	株式会社原自動車工作所 代表取締役	有識者
	城守　茂美	公募市民	公募市民

〔敬称略〕

＜事務局＞

小西　一功	企画財政部長	
山﨑　敏朗	企画財政部　企画経営課	課長
竹田　暢之	同	課長補佐兼行革推進係長
田中　恵子	同	主査
菅原　史江	同	主任
神山　達也	同	主任
川端　真樹子	同	主事

７　令和３年度外部評価スケジュール

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>日時</th><th colspan="2">内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">外部評価委員会
（第1回）</td><td>5月28日(金)13時30分
第一本庁舎6階
601大会議室</td><td colspan="2">外部評価委員会の概要及び評価対象事業について事務局より説明。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事前質問
受付及び回答</td><td>6月上旬</td><td colspan="2">配布資料を基に、第１回外部評価委員会後に委員から事業に関する質問を受付し、事務局がとりまとめ、事業担当課へ照会。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">外部評価委員会
（第2回）</td><td>第一部会</td><td>7月5日(月)13時30分
第一本庁舎6階
601大会議室</td><td rowspan="2">１日目
ヒアリング</td><td rowspan="2">事業の概要説明、質疑応答（委員及び事業担当課）
ディスカッション（委員同士）
次回に確認したい事項、資料を要望する事項等の共有（委員及び事業担当課）</td></tr>
<tr><td>第二部会</td><td>7月2日(金)13時30分
第一本庁舎6階
601大会議室</td></tr>
<tr><td colspan="2">資料の準備及び
質問票の回答作成</td><td>7～8月</td><td colspan="2">委員より要望のあった資料の準備及び委員からの質問・意見に対する回答を、事業担当課において作成し、企画経営課にて取りまとめの後、委員に回答。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">外部評価委員会
（第3回）</td><td>第一部会</td><td>8月24日(火)13時30分
第一本庁舎6階
601大会議室</td><td rowspan="2">２日目
ヒアリング</td><td rowspan="2">前回の振り返り（事務局）
回答を基にしたヒアリング（委員及び事業担当課）
評価及び評価結果の共有（委員同士）
講評（委員及び事業担当課）
地方創生推進交付金の効果検証（仮）</td></tr>
<tr><td>第二部会</td><td>8月23日(月)13時30分
第一本庁舎6階
601大会議室</td></tr>
<tr><td colspan="2">外部評価委員会
（第4回）</td><td>10月（予定）</td><td colspan="2">部会ごとの評価結果の報告。
行政評価制度についての意見交換。</td></tr>
<tr><td colspan="2">報告書作成</td><td>10～11月</td><td colspan="2">行政評価結果報告書を企画経営課にて作成。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告等</td><td>11月下旬（予定）</td><td colspan="2">市長へ報告。</td></tr>
<tr><td>12月中旬（予定）</td><td colspan="2">議会へ報告。</td></tr>
<tr><td>12月下旬（予定）</td><td colspan="2">市民へ公表。</td></tr>
<tr><td colspan="2">今後の対応方針について
検討・回答（照会）</td><td rowspan="2">10月（予定）</td><td colspan="2">外部評価委員からの評価コメント等に対する今後の対応方針等を事業担当課で検討。
検討結果を基に、事業担当課で回答を作成し、企画経営課にて取りまとめる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和４年度予算要求する上での考え方（照会）</td><td colspan="2">予算要求をする上での考え方を照会。
事業担当課で回答を作成し、企画経営課にて取りまとめの上、財政課と共有を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">昨年度実施した外部評価事業の取り組み状況について（照会）</td><td>10月（予定）</td><td colspan="2">昨年度に回答した外部評価委員からの評価コメント等に対する対応方針等の現在の取り組み状況について、事業担当課に照会。
事業担当課で回答を作成し、企画経営課にて取りまとめの上、財政課と共有を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">外部評価委員会
（第5回）</td><td>3月（予定）</td><td colspan="2">評価コメントに対する対応方針等の報告。</td></tr>
</table>

８　令和３年度外部評価対象事業について

	枠	事業名	担当課
第一部会	①	証明発行業務費	市民課
	②	老人デイサービスセンター 指定管理者管理運営費	長寿支援課
第二部会	①	葬祭事業	保健総務課
	②	海浜学園施設運営費	学務課
		少年自然の家施設運営費	

９　川口市行政評価実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、川口市自治基本条例（平成２１年３月２６日　条例第６号）第２６条に基づき、行政評価の実施に関する基本的な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　行政評価は、次の各号に掲げる事項を実現することを目的とする。

(1)　効率的で質の高い行政の実現

(2)　成果重視の行政の推進

(3)　市民に対する説明責任の履行

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　政策　川口市総合計画基本計画で定める市政の各分野における基本的な方針をいう。

(2)　施策　政策を実現するための個々の具体的な方策をいう。

(3)　事務事業　施策を実現するための個々の具体的な事務及び事業をいう。

(4)　行政評価　市が実施している政策、施策及び事務事業の有効性や効率性、達成度などを、一定の基準や指標を用いて客観的に評価することをいう。

（基本方針）

第４条　行政評価は、本市で取り組んでいる様々な改革手法と連携を図りながら、常に行政活動の改善に努めるための仕組みの一つとして位置付ける。

２　総合計画に基づく様々な行政活動の過程や、事業の効率性及び効果に関する評価結果を市民に対して公表し、情報の共有化を図る仕組みとして活用する。

３　計画、予算及び評価が相互に連動したシステムの構築を目指す。

（評価の実施）

第５条　政策及び施策は、目標達成度について評価を実施するものとする。

２　事務事業は、必要性、有効性、効率性その他必要な観点から、評価を実施するものとする。

（外部評価）

第６条　市が実施した行政評価結果について、市民の視点で評価するため、川口市行政評価外部評価委員会を置く。

２　前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（結果の公表）

第７条　行政評価の結果については、市民にわかりやすい方法により公表するものとする。

（市民意見の反映）

第８条　行政評価の方法、結果その他の事項について、市民から意見があったときは、その意見を行政評価へ反映させるよう努めるものとする。

（庶務）

第９条　行政評価に関する庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附　則

この要綱は、平成２２年４月７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

１０　川口市行政評価外部評価委員会設置要綱

（設置）

第１条　この要綱は、川口市行政評価実施要綱第６条の規定に基づき、川口市行政評価外部評価委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　外部評価を実施することにより、行政評価の客観性及び透明性を確保するとともに、効率的かつ効果的な市政運営を推進する。

（所掌事務）

第３条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　市が実施した行政評価結果について、市民の視点で評価を行う。

(2)　行政評価制度の改善について、意見を述べる。

（組織）

第４条　委員会は、委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者で構成し、市長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　有識者

(3)　公募市民

３　委員の任期は３年とする。

４　再任については、これを妨げない。ただし、公募市民は原則再任を認めないが、公募により適任者が選任されなかった場合及び引き続き同一の委員が実施する必要がある場合などは、この限りではない。

５　任期途中で委員が退任した場合は、新たな委員を補充するものとし、その委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

２　委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

３　委員長は、会議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。この場合、部会に部会長を置き、原則として第４条第２項に定める学識経験者がこれにあたる。

（報償）

第７条　委員には報償として、一回あたり７，２００円を支払うものとする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の設置及び運用に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２２年４月７日から施行する。

（平成２２年度において委嘱する委員の任期の特例）

２　平成２２年度において委嘱する委員の任期については、第４条第３項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成２５年３月３１日までとする。

（平成２６年度において委嘱する委員の任期の特例）

３　平成２６年度において委嘱する委員の任期については、第４条第３項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成２９年３月３１日までとする。

（施行期日）

４　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（平成２９年度において委嘱する委員の任期の特例）

５　平成２９年度において委嘱する委員の任期については、第４条第３項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成３２年３月３１日までとする。

（令和２年度において委嘱する委員の任期の特例）

６　令和２年度において委嘱する委員の任期については、第４条第３項の規定にかかわらず、委嘱の日から令和５年３月３１日までとする。